

回 覧

平成28年7月吉日

農家の皆様へ

農作業に伴う野焼きについて（お願い）

酷暑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

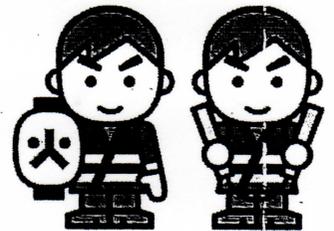
さて、農作業等の枯草焼却時における火災が平成27年中は10件、平成28年1月から6月末日現在では3件発生しており、枯草の焼却は、火災と隣り合わせといえます。

特に、廃棄物の野焼きは、黒煙（スス）、有害ガス、ダイオキシンの発生などの原因となり多くの人に迷惑となるほか、火災の危険性があるため、法令で禁止されていますので適切な処理を行ってください。 *廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2

なお、農作業に伴う野焼きについては、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であり、かつ、やむを得ないものとして行われる場合は、法令で例外的な行為として認められていますが、これはあくまで例外的な行為であるため、周囲に与える影響に配慮していただくとともに、次の注意事項を必ず守っていただき、火災の発生防止に努めていただきますようお願いいたします。

【注意事項】

- 消防署へ事前に届出してください。（火災と紛らわしい行為の届出書）
- 水バケツやスコップなど消火用具を事前に準備してください。
- 一人では行わず、必ず複数の人と協力して実施してください。
- 開始前に近隣の方へ声を掛けてから実施してください。
- 一度に実施するのではなく、小規模で少しずつ行なってください。
- 消火の確認を終えるまで、決してその場を離れないでください。
- 風が強く乾燥している場合は、燃え広がる恐れがあるので中止してください。
- 風向きは急に変わることもあるので、分散して人を配置してください。



【問い合わせ先】

生駒市消防本部予防課
Tel : 0743-73-0119 (代)
生駒市役所経済振興課
環境保全課
Tel : 0743-74-1111 (代)